

# おらほの納税教室

今日は  
町県民税について

## 町県民税の申告は済みましたか？

会社などに勤めている人は勤め先から、確定申告をした人は税務署から、年金所得のある人は年金機構などから、それぞれ所得情報が町に報告されます。

町では、それらの情報に基づいて町県民税を課税しますので、町県民税の申告が必要な人で申告がお済みでない人は、速やかに申告手続きをしてください。

### 町県民税の申告が必要な人

(確定申告をしなかった人のうち)

- ・勤め先で年末調整が終わっている人で、給与以外の所得があった人
- ・公的年金受給者で、年金以外の所得があった人
- ・課税・非課税証明書が必要となる人（公営住宅の入居申請者など）



### 未申告のままだと

所得が把握できず適正な課税が行えません。

また、各種手続きに必要な課税（非課税）証明書や所得証明書が発行できないほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減判定の対象外となったり、福祉サービスなどの受給にも支障を及ぼすことがありますので、平成29年中の所得の申告が済んでいない人は、速やかに申告手続きをしてください。



### 町県民税の申告が必要と思われる人には、役場から“申告案内書”を送付します

手元に申告案内書が届いた人は、必要な書類などを準備して、速やかに町県民税の申告手続きをしてください。

また、申告案内書が届いた人で、収入がない場合は役場に「収入がない旨の届出」をする必要があります。届出書は申告案内書に同封しますので、必要事項を記入して提出してください。

平成30年度  
町県民税課税証明書の  
発行開始日

平成30年度町県民税を給与からの特別徴収（給与から天引き）で納付する人 → **5月18日(金)**

平成30年度町県民税を普通徴収（納付書・口座振替）または年金からの特別徴収（年金から天引き）で納付する人 → **6月15日(金)**

町民税務課税務係 ☎46-1372

## 町県民税とは

町県民税とは、「地域社会の費用をできるだけ多くの住民に分担してもらう」という性格を持っている税金です。

通常、前年の所得額に応じた「所得割」と、一定額以上の所得額がある人に一律に課税される「均等割」の合計が年税額となり、町の税金（町民税）と併せて県の税金（県民税）も課税されます。

### 南三陸町で町県民税（平成30年度分）が課税される人は？

平成30年1月1日現在で  
南三陸町に住所がある人

南三陸町内に家屋敷や事業所・事務所がある人で南三陸町に住所がない人

### 町県民税の徴収方法は、普通徴収と特別徴収

#### 普通徴収とは

納税通知書に記載された年税額を納税者が納付書または口座振替により納める方法で、6、8、10月および翌年1月の4期に分けて徴収します。

納付書は、6月中旬に、納税通知書と併せて1年分（1期～4期）をお送りしますので、大切に保管し、納期限内に納めましょう。

#### 特別徴収とは

事業主（給与支払者）や年金機構などが、毎月の給料や年金から本人の町県民税を天引きして納める方法です。

特別徴収税額通知書（給与から天引きされる場合）は、事業主にお送りします。



## \* 今月の税 \*

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

町県民税……………第1期

納付期限  
**7月2日(月)**

口座振替日  
**6月25日(月)**